

# 社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会

## デイサービスセンター たいせつの郷 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会が開設するデイサービスセンターたいせつの郷（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）により要介護認定者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの生活相談員等は、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、ご利用者の社会孤立感の解消や、心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要支援者等にあつては居宅支援事業所、地域包括支援センター等との協働により、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 生活が不活発になることによる心身機能低下を防止するため、プログラム化された運動を働きかけると共に、自発的運動を引き出すための生活活動、趣味活動の指導を行う。また外出を促すことで、自立した心身の維持に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター たいせつの郷
- (2) 所在地 北海道旭川市東鷹栖2線18号1045番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職種内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センター従業員の管理及び指定通所介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名

生活相談員は、ご利用者及びご家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

- (3) 介護職員 4名以上

介護職員は、ご利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

- (4) 看護職員 1名

看護職員はご利用者の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2名（うち1名は看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、要介護状態、要支援状態の軽減、または悪化防止のために、機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、土日曜日休み。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで  
サービス提供時間  
介護給付  
午前9時30分から午後4時30分まで(送迎時間除く)  
予防給付・第1号通所事業対象者は、  
午前9時30分から午後3時00分まで(送迎時間除く)

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護サービスを提供する定員は35人とする。

ア 介護給付・予防給付・第1号通所事業対象者合計35人の利用

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
  - ア 排泄の介助
  - イ 移動の介助
  - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴の介助
  - ア 入浴の形態
    - ① 一般浴槽による入浴
    - ② 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介助
- (6) 相談・助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、ご利用者またはご家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 当センターが提供する指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。  
なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に応じた額とする。

- (1) 次条の通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に対する費用は次の額を徴収する。

行政区域の境界線を起点として、1 kmにつき、30円。

- (2) 食事代

ご利用者に食事を提供する上での材料費、光熱水費、人件費、減価償却費、お茶菓子等に要する費用 1回あたり 670円

- (3) おむつ代 実費

- (4) 前各号に掲げるものの他、レクリエーション、クラブ活動等ご利用者の希望で、参加する活動に係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用。

材料代等： 実費

- (5) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前にご利用者またはそのご家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、ご利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

#### (通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、旭川市及び鷹栖町・比布町・当麻町とする。

#### (苦情の処理)

第11条 センターは、提供した通所サービスに関するご利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

#### (事故発生時の対応)

第12条 センターは、ご利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 センターはご利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償をすることとする。

#### (身体拘束・虐待防止に関する事項)

第13条 センターは、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 3) その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による不適切な身体拘束並びに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 センターは、身体拘束・虐待発生防止に向け、「身体拘束廃止についての指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (ハラスメント防止に向けた体制等)

第14条 センターは、ハラスメントの防止に向け、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」の事項を

実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための相談受付窓口を設置する。担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 生活相談員等は、通所介護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

協力医療機関 医療法人社団元生会 森山病院

(非常災害対策)

第16条 通所介護の提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員はご利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(事業継続計画)

第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 センターは、介護職員・生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修、施設内研修、施設外研修、自主参加研修の参加並びに参加支援
- 2 従業者は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭川たいせつ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年 5月1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月1日から施行する。

この規程は、平成28年 12月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 8月1日から施行する。

この規程は、平成30年 7月1日から施行する

この規程は、平成30年 7月2日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月3日から施行する

この規定は、令和6年6月1日から施行する